

令和7年度コミュニティ助成事業「地域づくり助成事業」で整備しました

コミュニティ助成事業とは

一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、地域コミュニティ活動の充実・強化による地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に、備品などの整備に対する助成を行う事業です。

令和7年度の整備状況

南関町が当該事業を活用して、移動図書館車両を導入しました。



問 まちづくり課 企画振興係
☎57-8501

トラクタもナンバー登録が必要です



農業トラクタやコンバイン、フォークリフト等の小型特殊自動車を所有している場合（現在使用していない場合も含む）は、公道走行の有無に関わらず、ナンバープレートの取得が必要です。

ナンバー登録をしていない車両をお持ちの方は税務住民課窓口で交付申請の手続きをお願いします。

メリット

- ① 申告で経費にできます。（すべての人ができるわけではありません。）
- ② 犯罪や事故への迅速な対応にも役立ちます。

●申請に必要なもの

- ・届出者の本人確認書類（マイナンバーカードや免許証など）
- ・販売証明書（車名、車台番号、排気量、販売者の情報が分かるもの）、または廃車申告受付書および譲渡証明書

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549

危険物取扱者試験案内

消防法の規定に基づき、令和7年度第3回危険物取扱者試験が次の日程で実施されます。

1 試験日及び願書受付期間等

試験の種類	試験日	願書受付期間	試験地
甲種 乙種第1類 ～第6類 丙種	令和8年 2月15日(日)	書面申請 電子申請	令和7年 12月12日(金)～19日(金) ※郵便の場合は、19日の消印のある ものまで受け付けます。

※詳しくは、試験案内をご覧ください。

2 願書等の配置場所

受験願書等は、（一財）消防試験研究センター熊本県支部、熊本市消防局、熊本県内の各消防本部及び熊本県総務部市町村・税務局消防保安課に11月13日(木)以降配置します。

3 問合せ先

（一財）消防試験研究センター熊本県支部
熊本市中央区九品寺1丁目11番4号 熊本県教育会館4階 電話(096)364-5005



クリスマス防災フェア2025 in 南関

・日時：令和7年12月13日(土) 14:00～15:40

・場所：南関町交流拠点施設 ukara 2階 大ホール

歌う防災士「しほママ」が

ukaraにやってくる!



- ① 南関町防災士の会活動紹介
- ② 紙芝居「台風がきたぞ!」
- ③ しほママぼうさいコンサート(1部)
・ぼうさいさんぽ うたとクイズ
・ひなんリュック うたとめり絵
- ④ 防災用品展示
- ⑤ しほママぼうさいコンサート(2部)
・トイレが大変!
・みんなでトイレ吸水実験
- ⑥ ぼうさい音頭

来場者みんなに
クリスマス
プレゼント!

主催：南関町防災士の会
共催：てとてとて玉名郡

※この事業は南関町住民提案型事業補助金を活用した事業です。

問 防災士の会 境長一郎 090-1923-3838



防災のススメ ～災害に備えるために～

「避難行動要支援者名簿」登録のご案内

近年、地震や豪雨、台風などの自然災害が頻発しています。こうした災害に備え、日頃から防災対策を心がけることが重要です。災害が発生した時、最も危険な状況におかれる高齢者や障がい者等で、特に自力で避難することが困難な人（「避難行動要支援者」という）は、避難支援、安否確認等、その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」の登録をご検討してはいかがでしょうか。登録をご希望の方は、「個人情報共有」の同意書の提出が必要となりますので、役場福祉課へお尋ねください。

1. 避難行動要支援者名簿の対象者は、次に該当する方で自力での避難が困難な方です。

(1) 高齢者

- ① 介護保険の「要介護4以上の者」で、在宅で生活する者（寝たきり、認知症高齢者を含む。要介護3以下でも自力での行動ができない方は対象。）
- ② 在宅の65歳以上の一人暮らしの高齢者（高齢者のみの世帯を含む）

(2) 障がい者

身体障がい者「1級及び2級」、知的障がい者「(A1)及び(A2)」、精神障がい者「1級」等の方で、在宅で生活する者

(3) その他一人では、避難が困難な者

2. 避難行動要支援者に関する情報

- (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の緊急連絡先
- (6) 障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等

3. 避難行動要支援者名簿情報の提供について

- ・災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、警察、社協その他の避難支援等の実施に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ提供することができます。また、災害の発生や、発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要と認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿を提供します。

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503